

宮崎地方最低賃金審議会
第1回 自動車（新車）小売業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和4年10月6日（木） 午前 10:00～12:00

2 場 所 宮崎労働局労働基準部 大会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出
- (2) 資料説明
- (3) 基本的見解の表明及び金額提示
- (4) 金額審議
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 部会長及び部会長代理が公益委員から選任された。
- (2) 事務局から、資料に基づき説明が行われた。
- (3) 労側委員から、今年の春闘の妥結額は昨年度比 314 円増となったこと、自動車産業は一人当たりの付加価値生産性が高いが賃金水準はそれに見合った水準になっていないこと、整備士の人材不足は深刻で人材確保のためにも最低賃金の引上げが重要であること、基礎調査の影響率は低いこと、昨年度は地賃とのかい離が 2 円縮まったことから今年度はかい離額を広げたい等の基本的見解が表明され、現行 858 円から 42 円引上げの 900 円の内示があった。
使側委員から、地賃のプラス 32 円には最後まで反対であったこと、半導体不足の影響で減産などもあり販売台数がマイナスとなっていること、基礎調査の影響率は低いが議論は最賃であり影響率は直結しないこと、地賃の引上げが大きく自動車新車の特賃の意義がない等の基本的見解が表明され、必要性ありとして審議しているので、現行 858 円から 1 円引き上げとする、859 円の内示があった。
- (4) 労側委員から、春闘の妥結状況から賃上げに対する理解は得られていること、自動車登録台数は減っているが販売台数は落ちていないこと、自動車産業の魅力向上のためにも賃上げは必要との主張があった。
使側委員から、基礎調査の影響率が低いことは認識しているが、ディーラー以外の販売店があることも考えないといけないこと、人手不足はあるが最賃を上げたから解消するものではないこと、自動車は登録、納車で入金があるので、減産の影響

により資金繰りが厳しくなっていること等から賃上げは厳しい状況であるとの主張があった。

(5) 事務局から全国の審議状況を説明。

次回 10月13日(木) 10:00からの開催を確認した。